



随時記者発表

項 目	(速報値)手足口病の流行について(警報)			
区 分 等	発 表	月 日 時 分	説 明 者	
	資料配布	8月23日(火)16時00分		
配 布 資 料	別紙のとおり			
発 表 要 旨	浦河保健所管内で手足口病が流行していることから、警報を発令しますのでお知らせします。			
道に当たってのお願い	住民に対し、手洗いやうがいの励行、マスク着用、十分な栄養や休養をとり抵抗力をつけるなど、感染予防の呼びかけをお願いします。			
担 当	北海道日高振興局保健環境部保健行政室 TEL : 0146-22-3071 健康推進課長 今井 道子			

(速報値) 手足口病の流行について (警報)

令和4年(2022年)8月23日(火) 16時00分

北海道浦河保健所
(北海道日高振興局保健環境部保健行政室)
電話: 0146-22-3071

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和4年(2022年)第33週(令和4年(2022年)8月15日～8月21日)において、浦河保健所管内の定点あたりの手足口病患者報告数が、警報基準である5人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。

今後、浦河保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

記

1 手足口病の予防

今のところ、手足口病に有効なワクチンはなく、また手足口病の発病を予防できる薬はありません。

感染経路は、飛沫感染、接触感染、糞口感染(便の中に排泄されたウイルスが口に入って感染することです)が知られています。

主な予防対策としてはマスク・手洗いが有効とされています。

なお、手洗いをする際は、流水と石けんで十分に洗い、手を拭くタオルなどの共用はしないでください。

また、保育施設などの乳幼児の集団生活では、感染を広げないために、職員と子ども達が、しっかりと手洗いをすることが大切です。特におむつ交換の際は、排泄物を適切に処理し、しっかりと手洗いをしてください。

その他には、おもちゃなどの口に入る器具や食器にも注意が必要です。

2 手足口病とは

学童以上の年齢層の大半は、既にこれらのウイルスの感染(不顕性感染も含む)を受けている場合が多いので、成人での発症はあまりなく主に乳幼児が罹る病気です。

ほとんどの場合、軽い症状だけで治ってしまう感染症で、主な症状としては、ウイルスの感染によって口の中や、手足などに水疱性の発疹が出る感染症で、夏に流行する夏かぜの一種です。

基本的には予後の良好な疾患で、ほとんどの発病者は、数日間のうちに治る病気ですが、頭痛、嘔吐、高熱、2日以上続く場合には、まれに中枢神経形の合併症(髄膜炎、脳炎など)が出ることもあるので注意する必要があります。

感染症発生動向調査によると、例年、報告数の90%前後を5歳以下の乳幼児が占めています。

3 その他

(1) 最近5週における定点医療機関からの手足口病患者報告状況(表示は、「患者/定点」単位:人)

	第29週 (7/18～7/24)	第30週 (7/25～7/31)	第31週 (8/1～8/7)	第32週 (8/8～8/14)	第33週 (8/15～8/21)
浦河管内	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
全道	1.98	3.54	4.87	4.81	-
全国	2.16	3.02	3.34	2.64	-

※第33週の患者報告数は速報値。

全道の手足口病流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL: <http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

(2) 手足口病警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、全道の定点医療機関を受診した手足口病患者数が、国立感染症研究所において設定した警報レベルの基準値を超えた場合に発令します。

警報は大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。

【発令基準】

警報: 一定点医療機関あたりの受診患者数が5人を超えた場合

※ 警報発令後は一定点医療機関あたりの受診患者数が2人未満になるまで警報を継続

感染症発生動向調査システム

警報・注意報の解説

警報・注意報のねらいは、感染症発生動向調査における定点把握感染症のうち、公衆衛生上その流行現象の早期把握が必要な疾病について、流行の原因究明や拡大阻止対策などを講ずるための資料として、都道府県衛生主管部局や保健所など第一線の衛生行政機関の専門家に向け、データに何らかの流行現象がみられることを、一定の科学的根拠に基づいて迅速に注意喚起することにあります。

警報レベルは大きな流行が発生または継続しつつあると疑われることを指します。注意報レベルは、流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性が高いこと、流行の発生後であれば流行が継続していると疑われることを指します。ほとんどの感染症では、時間の経過とともに流行が地域的に拡大あるいは移動していくことから、流行拡大を早期に探知するためには、小区域での流行状況を広域的に監視することが重要と考えられます。

警報・注意報レベルに係わる流行状況は帳票とマップで表示されます。帳票には全国、都道府県、保健所の3種類があり、いずれも今週～9週前の状況を含みます。全国の帳票では都道府県別の警報・注意報レベル保健所数を、都道府県の帳票では管轄する各保健所の定点当たり報告数と警報・注意報レベル状況を示します。保健所の帳票では当該保健所のすべての疾病の状況を示します。マップは日本地図で、今週～9週前の一覧と1週間分の2種類があります。日本地図では各都道府県が管轄の警報レベル保健所数によって色分けされ、インフルエンザで4区分（警報レベル保健所数が71～100%、31～70%、1～30%、なし）、それ以外の疾病で2区分（警報レベル保健所の有無）です。警報レベル保健所がない場合、注意報レベル保健所数で同様に区分されます。

警報レベルは1週間の定点当たり報告数がある基準値（開始基準値）以上で開始し、別の基準値（終息基準値）未満で終息します。注意報レベルは1週間の定点当たり報告数がある基準値以上の場合です。警報・注意報レベルの基準値は、これまでの感染症発生動向調査データから、下記の通り定められています。

警報・注意報レベルの基準値

疾病	警報レベル		注意報レベル
	開始基準値	終息基準値	基準値
インフルエンザ	30.0	10.0	10.0
咽頭結膜熱	3.0	1.0	-
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	8.0	4.0	-
感染性胃腸炎	20.0	12.0	-
水痘	2.0	1.0	1.0
手足口病	5.0	2.0	-
伝染性紅斑	2.0	1.0	-
ヘルパンギーナ	6.0	2.0	-
流行性耳下腺炎	6.0	2.0	3.0
急性出血性結膜炎	1.0	0.1	-

流行性角結膜炎	8.0	4.0	-
---------	-----	-----	---

基準値はすべて定点当たりの報告数です。注意報の「-」は対象としないことを意味します。

閉じる